

ると支給停止される家族手当を、障害者に対しては特別な考慮を払うことである。

老人対策としては、とくに最低年金の引上げに力点が置かれている。現在約230万の老人たちは、基本手当1,650フランに、国民連帯基金による補足手当1,250フランを加えた2,900フランの最低年金しか受給していない。この最低額も、当事者の総収入が単身者で年額4,400フラン以下、世帯者で6,600フラン以下であることが要件となっている。

この最低年金は、今年10月1日から100フラン、来年度から400フランづつ上げられることになった。その結果、年金額は3,400フランとなり、前年度比13%増となる。日額にして1971年度で9.31フラン、1972年には最終的には10フランとなる。これらの措置に要する経費は、1971年については、金庫負担分1億8,500万、国庫負担分5,000万、1975年度には、金庫負担分14億3,000万、国庫負担分13億2,000万と算定されている。

Le Monde, 24 juillet, 1970.

(平山 卓 国立国会図書館)

児童手当制度

(西ドイツ)

児童手当は結婚後も存続する —連邦憲法裁判所の判決—



—児童手当または孤児年金はその子が結婚すれば停止するという規定は憲法違反である、という連邦憲法裁判所の判決をめぐって、最近いくつかの事例が報道されている。基本法第6条第1項に「婚姻と家族は、国家的秩序の特別の保護を受ける」とあり、これに基づき裁判所は社会保障におけるこれに関する権利で、「婚姻による権利喪失の条項」を憲法違反と判決したのであった—。

職員・労働者年金保険では孤児年金について、婚姻によりこの年金は停止する旨を定め

ているが、裁判所の判決により、この規定は直ちに廃止され、新しい規定のできるまでこれに関連する処置は停止される。

孤児年金は18歳まで支給され、それ以後も学業を続けるか職業教育を受けておれば25歳ないしそれ以後も続けて支給されるが、結婚すると停止される。この判決の基礎となったのは2つの事件で、1つは職員保険に加入していた父親が死亡して孤児年金を受けている学生が、同じく孤児年金を受けていた女子学生と結婚して年金を停止されたもの、もう1つは労働者保険から孤児年金を受けていた学

生が結婚して年金を停止、妻も全孤児でそれまで年金をうけていたがこれも停止され、学業を廃止したという事件である。

連邦憲法裁判所は独身と既婚の別で年金に差をつけるのは、それによって年金が受けられなくなり、配偶者が生計を維持し得なくなるという、その限りにおいて憲法違反であると判定したのである。すなわち結婚という事実だけでは、孤児の生活ニードは何ら変わらないのであって、修学を続けるとすれば別の手段によらざるをえないことになるのである。

このような判決のあったのは、1つには今日の社会事情にもよることで、つまり結婚年齢が低下している一方、修学期間が延びており、しかも上級学校へ進む若者の数が増えているのである。

もう1つの事例は児童手当に関するもので、最近カルルスルーエの連邦憲法裁判所第二法廷で、ノルトライン＝ウェストファーレン邦俸給規定により、ある公務員がその子の結婚により児童手当(月50マルク)を停止されたのを訴えたのに対し、この規定を憲法違反で無効としたのである。

この子は1940年生れで、18歳をこえてなお修学中のため手当を受けていたが、1965年結婚したため手当が打切られたのであった。これに対し父親は、子の妻の所得が新家庭の生計を維持することができないため、今後も引き続き扶養の義務があるとして提訴したのである。

この場合は前のケースと幾分異なり、子の結婚という条件よりは、父親の家庭の収入が問題とされ、連邦裁判所や邦高裁の判事の中にも異議を唱える者もあり、邦首相も子の結

婚は親子関係を根本的に変えるものであるとして、結婚による手当廃止条項の合憲性を主張している。

しかし憲法裁判所の判決もあったので、今後ノルトライン＝ウェストファーレン邦だけでなく全連邦にわたって、この結婚による停止条項の廃止のため法改正にとりかからねばならない。議会でも各政党が既にその準備にかかっている。

16 Juli; August. *Frankfurter Allgemeine Zeitung,*

第1子から児童手当を

連邦家族相 Käte Strobel は社会民主党週刊誌 *Vorwärts* で、「家族負担調整の改革」を論じ、児童手当は子によって生ずる費用に向けられねばならないとのべ、「われわれは、子どもが、その両親の社会的素姓に関係なく、また兄弟姉妹の数にかかわらず、その人格と社会的立場とを発達させるよう、望む」といって、児童手当を第1子から支給していくよ

うにすることを示唆している。このほか公務員と民間企業従業員との規定の重複、児童の育成について課税負担による方法と児童手当による方法との二重性、を整理する点も考えられている。

Frankfurter Allgemeine Zeitung, 27 August.

(安積鋭二 国立国会図書館)